デイサービスセンター亀山の里　運営規程
（指定通所介護・指定１日型デイサービス）

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人かつぎ会が設置するデイサービスセンター亀山の里（以下「事業所」という。）が実施する指定通所介護事業（指定１日型デイサービス事業）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（要支援状態等）にある高齢者に対し、適切な指定通所介護（指定１日型デイサービス）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定通所介護（指定１日型デイサービス）においては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　事業の実施に当たっては地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑵　名　称　デイサービスセンター亀山の里

⑵　所在地　広島市安佐北区亀山九丁目 10 番 25 号（特別養護老ホーム亀山の里に併設）

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職種内容は、次のとおりとする。

⑴　管理者　１名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

⑵　生活相談員　１名以上（１名以上は常勤）

生活相談員は、介護業務の管理を統括するとともに、利用者の生活相談、面接、身上の調査並びに利用者の援助の企画、実施に関することを行うとともに、他の従

業者と協力して通所介護計画（1 日型デイサービス計画）の作成を行う。

⑶　看護職員　１名以上

看護職員は、利用者の看護（服薬管理を含む）並びに利用者の保健衛生管理を行う。

⑷　介護職員　3 名以上（１名以上は常勤）

介護職員は、利用者の介護、援助を行う。

⑸　機能訓練指導員　１名以上

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練の計画、指導、実施に関することを行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

⑴　営業日　月曜日から土曜日までとする。但し、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

⑵　営業時間　午前 8 時から午後 5 時 15 分とする。但し、サービス提供時間は、午前 9 時 15 分から午後 4 時 15 分とする。

（指定通所介護（1 日型デイサービス）の利用定員）

第６条　指定通所介護の利用定員は、24 人とする。

（指定通所介護（1 日型デイサービス）の内容）

第７条　指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

⑴　送迎

⑵　健康チェック

⑶　食事サービス

⑷　入浴サービス

⑸　生活指導

⑹　機能訓練

⑺　レクリエーション

（利用料その他の費用の額）

第８条　指定通所介護（指定１日型デイサービス）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣（広島市長）が定める基準によるものとする。

２　通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通

常の事業の実施地域を越えた地点から路程１キロメートル当たり２０円を実費として徴収する。

３　食事に要する費用　１食 690 円（おやつ代含む）

４　個別の趣味活動に係る費用（活動費）　１日 60 円

５　おむつ実費（リハパン１枚 100 円、パット１枚 30 円）

６　バスタオル貸し出し　１枚 100 円

７　前各項に掲げるものの他、指定通所介護（指定１日型デイサービス）の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用、実費。

８　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　事業所の通常の事業の実施地域は、広島市全域とする。

（衛生管理等）

第１０条　事業所は、利用者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

⑴　事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

⑵　事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

⑶　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１１条　利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

⑴　利用者又はその家族は、利用者に利用日の前日又は当日に、心身の異変があった時は迎えに行った時その旨を担当者に伝えるものとする。

⑵　利用者又はその家族は、利用者に感染症又は伝染病が発生したときは、速やかに事業所又は担当者に報告するものとする。

（緊急時における対応方法）

第１２条　事業所は、指定通所介護（指定１日型デイサービス）を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　利用者に対する指定通所介護（指定１日型デイサービス）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用に係る居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　利用者に対する指定通所介護（指定１日型デイサービス）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１３条　事業所は、非常災害に備えて消防計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業所は、前項に規定する訓練を実施する際は、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情及び相談に対する体制）

第１４条　事業所は、指定通所介護（指定１日型デイサービス）の提供に係る利用者及びその家族から苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、提供した指定通所介護（指定１日型デイサービス）に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（利用者等の人権の擁護、虐待の防止のための措置）

第１５条　事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

⑴　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に

周知徹底を図る。

⑵　虐待防止のための指針の整備。

⑶　虐待を防止るための定期的な研修の実施。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

（業務継続計画の策定等）

第１６条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護（指定１日型デイサービス）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第１７条　事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１８条　事業所は、全ての通所介護（１日型デイサービス）従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する法令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

⑴　採用時研修　採用３か月以内

⑵　継続研修　年１回

⑶　管理者の資質向上のための研修の機会の確保

⑷　その他の研修

２　従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約

の内容とする。

４　事業所は、適切な指定通所介護（指定１日型デイサービス）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護（１日型デイサービス）従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　事業所は、指定通所介護（指定１日型デイサービス）に関する記録を整備し、請求の根拠となる記録については、完結の日から５年間保存するものとする。

６　この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人かつぎ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 12 月１日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和２年 10 月１日より施行する。

この規程は、令和５年９月１日より施行する。

この規定は、令和７年４月１日より施行する。